

# 第1章

## 建設業の現状と監理技術者

---

### ●【技術者の役割】

「建設業法」では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の**技術上の管理をつかさどる者**として、発注者から直接請負った建設業者だけでなく、**すべての下請負人である建設業者は、原則として主任技術者又は監理技術者の配置が義務付けられている。**

特に**監理技術者は、大規模な下請契約をする場合に建設工事の施工を担当するすべての下請業者を適切に指導・監督する役割を果たし、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の重要な職務を遂行しなければならない。**

### ●【技術者の資質の向上】

技術者は、建設工事の施工にあたり、技術力等を発揮し品質を確保し発注者の期待に応えていくだけでなく、**より良い社会資本整備を通して社会に貢献していく意識が重要**である。

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。」とされ、日進月歩する技術、時代の要請により改正される法令等に対応するため、**常に最新の知識や技術を習得し、能力の維持・向上を図っていくことが必要不可欠**である。

これに伴い、令和3年4月1日以降、**経営事項審査**において、**CPD単位、建設技能者の能力評価制度**による区分のレベルアップの状況が評価されることとなった。

### ●【企業の社会的責任】

企業が組織として**社会的責任**（CSR: Corporate Social Responsibility）に取り組み実践する包括的な目的は、持続可能な発展に最大限に貢献することである。このため、企業は、**社会・経済及び環境に与える影響に関する説明責任、透明性の確保、倫理的な行動、ステークホルダーの尊重、コンプライアンス、国際行動規範の尊重、人権の尊重**という七つの原則を尊重したCSR活動が求められている。

特に、**SDGsは、日本政府としても、関係省庁が連携し政府一体となった取り組みを実施している。**



### ●【技術者が持つ重要な倫理観】

- ① 自己の持つ**技術力を活用・発揮し、社会貢献につなげていくこと、**
- ② **品性・モラルを保ち、不名誉なことが生じないようにすること、**
- ③ **継続的な研鑽を怠らないこと、**
- ④ **法令を遵守すること、**
- ⑤ **公正さを持って誠実に業務を実施すること**

建設技術者として、対峙する業務に対して、**特に困難な問題を生じたときほど、**こうした**倫理観に照らして正しい判断**を行わなければならない。

## ●【働き方改革】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月6日公布された。

労働時間については、労働基準法第36条に規定されている**時間外労働**について、**月45時間、年360時間を原則**とし、臨時的な特別な場合がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度とされ、上限を超えて働かせた企業には罰則が科せられることにもなる。**建設業等**については、従前はいわゆる「36協定」の時間外労働の上限対象外であったが、引きつづき**令和6年3月31日まで猶予**された。

## ●【建設業における取組】

**令和元年の建設業法の改正**により、長時間労働是正(工期の適正化等)のため、①**中央建設業審議会が工期に関する基準を作成し、勧告**できることとされた。また、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施、②**公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化**のための方策を講ずることを努力義務化、さらに、現場の処遇改善のため、①**建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化**、②**元請負人は下請代金のうち、労務費相当分**については現金払いするよう配慮することとされた。

# 第2章

## 建設工事における技術者制度 及び法律制度

---

- 【主任技術者の必置義務】

建設業者（許可を受けて建設業を営む者）は、請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に、主任技術者を置かなければならない。（法第26条第1項）

- 【特定建設業者】

特定建設業者が、総額4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければならない。（法第26条第2項、令第2条）

- 【一般建設業者】

一般建設業者の場合は、下請契約の総額4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満の建設工事の元請に限定される。

令和2年10月より、

●【特例監理技術者】

2つの現場それぞれに監理技術者の行うべき職務を補佐する者(監理技術者補佐)を専任で配置する場合に限り、監理技術者は両方の現場を兼務することができる。(法第26条第3項、第4項)

●【特定専門工事】

特定専門工事(大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうちコンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事、鉄筋工事)の場合、元請負人と下請負人が3,500万円未満の下請契約を締結する際に、元請負人が注文者の書面による承諾を得た場合、当該下請負人は、主任技術者を置かないことができる。

ただし、当該元請負人が置く主任技術者は当該工事現場に専任で、かつ、当該特定専門工事業において1年以上指導監督的実務経験を有することが要件とされている。

さらに、当該下請負人が、再下請負の契約を結ぶことはできない。(法第26条の3)

### ●【監理技術者等の職務】

監理技術者等(監理技術者補佐を除く)は、建設工事を適正に実施するため、**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び施工に従事する者の**技術上の指導監督の職務**を誠実に行わなければならない。(法第26条の4 第1項)

特に**監理技術者は**、大規模な下請契約をする場合に建設工事の施工を担当する**すべての下請業者を適切に指導・監督する役割**を果たし、工事の**施工に関する総合的な企画、指導等の重要な職務**を遂行しなければならない。

⇒「**監理技術者制度運用マニュアル**」(最終改正令和2年9月30日国不建第130号)

### ●【大規模な工事現場等】

良好な施工を確保するためには、**監理技術者を支援する他の技術者**を同じ建設業者に所属する技術者の中から**配置**することが望ましい。ただし、監理技術者はこれらの**他の技術者の職務を総合的に掌握**するとともに指導監督する必要がある。

### ●【工場製品の品質管理】

**主要な工程の立合い確認**や規格品及び認定品に関する**品質証明書類の確認**などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。



### (1) 監理技術者等に求められる雇用関係

- 【監理技術者】

監理技術者等については、当該建設業者と**直接的かつ恒常的な雇用関係にある者**でなければならない。

このような雇用関係は、**資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日**により確認できること

### (2) 直接的な雇用関係の考え方

- 【直接的な雇用関係】

**直接的な雇用関係**とは、雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること

**資格者証、健康保険被保険者証**又は市区町村が作成する**住民税特別徴収税額通知書等**によって建設業者との雇用関係が確認できること

したがって、**在籍出向者、派遣社員**については**直接的な雇用関係にあるとはいえない**

### (3) 恒常的な雇用関係の考え方

- 【恒常的な雇用関係】

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること

- 【公共工事】

特に、国、地方公共団体等が発注する建設工事において、専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上(注)の雇用関係にあること

- 【確認方法】

恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日もしくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できること

### ●【専任の定義】

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

ここで、専任とは常時継続的に当該工事現場の職務のみに従事し、常駐とは異なる。したがって、技術研鑽のための研修や休暇等、合理的な理由で短期間工事現場を離れることは、体制を確保するなど支障のない範囲で認められる。

### ●【専任が必要な工事】

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」は、監理技術者等（特例監理技術者を除く）は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされており、これは、元請け、下請けにかかわらず適用される。（法第26条第3項）

「政令で定めるもの」とは、1),2),3)に掲げる建設工事（個人住宅（注）を除くほとんどの建設工事）で工事一件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものをいう。（令第27条）

また、特定専門工事の下請契約において、下請負人が主任技術者を置かないとした元請負人の主任技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

### ●【監理技術者等(特例監理技術者を除く)の専任を要しない期間】

専任で配置すべき期間は契約工期が基本

次の期間については、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっていれば専任を要しない(図2.3-1)。

- a. 現場施工に着手するまでの期間
- b. 工事を全面的に一時中止している期間
- c. 工事完成検査後
- d. 工場製作のみが行われている期間

※「工場製作のみが行われている期間」は、工場製作のみが行われている期間は、専任を要しない(図2.3-2)。

### ●【下請工事における専任の必要な期間】

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、当該下請工事の施工期間(図2.3-3)。

### ● 【目的】

施工体制台帳作成の目的は、

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生、
- ②不良・不適格業者の参入・建設業法違反(一括下請負等)、
- ③安易な重層下請による生産効率低下等の防止を図ることである。

### ● 【対象工事】

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で、総額4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上の下請契約を締結したもの

国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに、建設工事的目的物を引き渡すまで備え置かなければならない。(法第24条の8第1項、規則第14条の2～規則第14条の7)

### ● 【公共工事】

公共工事では、建設業者は特定・一般にかかわらず、下請契約を締結するすべての工事において、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに、建設工事的目的物を引き渡すまで備え置かなければならない。(入契法第15条第1項)

契約については、「民法」(明治29年4月27日公布)に規定

- 【請負契約の規定内容】

請負契約については、同じく民法により、請負、報酬の支払時期、注文者が受ける利益の割合に応じた報酬、請負人の担保責任の制限、目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限、注文者による契約の解除、注文者についての破産手続の開始による解除について規定されている。

- 【建設業法による上乗せ規定】

建設業法では、…民法の請負契約の上乗せ規定として、第3章「建設工事の請負契約」において、書面主義(一部情報通信技術による通知も認められている。)、請負契約の中に記述すべき事項、また、片務性を回避するため、不当に低い請負代金の禁止、不当な使用資材等の購入強制の禁止、令和元年の法改正により入れられたいちじろしく短い工期の禁止が規定されている。

また、注文者から請求があった場合には、見積書を交付しなければならない。…

建設業者は、建設業法に規定する保証人を立てなければならない。…

当該下請人に1ヶ月以内またはできるだけ早く下請代金を支払うこと、…などが規定

- 【下請契約の位置付け】

「下請契約」とは、「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」  
いわゆる孫請以下の関係における請負契約も含まれる。

下請契約では、問題が指摘されることが多いことから、国土交通省では

- 【建設業法令遵守ガイドライン】

→どのような行為が建設業法に違反するか等

- 【建設企業のための適正取引ハンドブック】

→建設業法違反となる取引上の行為や注意点と目指すべき取引のあり方

- 【一括下請負とは】

工事の一括下請負とは、**請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与している**と認められないもの

- 【一括下請負の禁止】

「建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、**一括して他人に請け負わせてはならない**」

また、「建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を**一括して請け負ってはならない**」

建設工事が「**多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事**で政令で定めるものについては、**発注者の書面による承諾があっても一括下請負が禁止される**」こととなり、政令で「**共同住宅(長屋は含まない)を新築する建設工事**」を同様の取り扱いをするものと規定している。

※**分譲マンションの工事**においては、**不動産業者が書面による承諾をした場合でも、一括下請負が禁止される。**

- 【元請・下請の果たすべき役割】

**元請・下請それぞれが果たすべき役割**を表2.4-1に示す





## ● 【監督処分とは】

監督処分とは、刑罰や過料を科すことにより間接的に法律の遵守を図るために設けられる罰則とは異なり、**行政上直接に法の遵守を図る行政処分**である。

## ● 【監督処分の種類】

監督処分には次の3つがある。

- ① **指示処分**: 是正や改善のために具体的にとるべき措置を命じる。
- ② **営業停止処分**: 地域・業種・期間を定め営業行為の停止を命じる。
- ③ **許可の取り消し**: 建設業の許可を取り消す。

なお、許可行政庁は、監督処分に至らない場合もしくは監督処分等の措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に、**機動的な措置として「指導、助言、勧告」を行うことがある。**(法第41条)

## ● 【監督処分の基準】

国土交通大臣が監督処分を行う場合の**統一的な基準**(「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準が定められている。

## ● 【他の法令の違反との関連】

工事現場における「**労働安全衛生法**」の違反や「**廃棄物処理法**」、「**建設リサイクル法**」の違反等をした場合も同時に建設業法上の監督処分の対象になる。

## ● 【目的(法第1条)】

公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに基本方針の策定等その**担い手の中長期的な育成及び確保**その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、**公共工事の品質確保を促進**。

## ● 【定義(法第2条)】

この法律において「**公共工事に関する調査等**」を新たに定義。  
測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計をいう。

## ● 【基本理念(法第3条)】

### ① **公共工事の品質を確保するために実施すべき事項**

- ア. 現在・将来の国民のため、国、地方公共団体、発注者、受注者がそれぞれの役割を果たすこと。
- イ. 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされること。
- ウ. 品質確保の担い手として中長期的に育成・確保されること。

② 公共工事の品質を確保するために配慮すべき事項

ア. 請負代金額によっては適正な施工が見込まれない契約の防止、受注者としての適格性を有しない建設業者の排除など入札契約の適正化。

●【発注者の責務(法第7条)】

ア. 適正な利潤が確保できるよう、…適正な予定価格を定めること。

ウ. 災害時には、随意契約や指名競争入札を活用

エ. 公共工事等の実施時期の平準化を図るため、繰越明許費又は国庫債務負担行為等の活用

●【受注者の責務(法第8条)】

① 受注者は下請契約を締結するときは、適正な額及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること。

② 受注者は、契約された公共工事を適正に実施するための必要な技術的能力、情報通信技術を活用した生産性の向上、技術者等の賃金、労働時間等の労働環境の向上に努力。

総合評価落札方式では「価格」のほかに「価格以外の要素」(技術力)を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、**技術と価格の両面から最も優れた提案をしたものを落札者とする方式**

## ● 【総合評価落札方式における監理技術者等の役割】

受注者には受注後の工事の遂行にあたり、**技術提案に従った工事の履行が義務付けられており、工事中の品質、安全、工程等の施工管理結果が工事成績に反映され、優良工事表彰、優良工事技術者表彰等、事後の企業の施工能力として評価される。**

**監理技術者等**には、「当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる」ことにとどまらず、**より新しい技術、より高度な技術の開発、すなわち施工技術の向上や周辺環境対策、住民対策など工事遂行上の総合的なマネジメント能力が求められている。**

- 【技術提案の履行義務等】

請負者は、総合評価の技術提案に基づく施工計画を作成し、主任監督員、監督員、発注担当課等に事前に確認する義務が生じる。

一方、監督員は、工事着手時に確認した総合評価の技術提案に基づく施工計画の実施状況を確認する。

総合評価の提案項目が実施されていないと判断された場合は、提案項目ごとにペナルティー(工事成績評定の減点及び定量評価(工期短縮等)では金銭の支払い等)を課せられることがある。

### ●【工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)】(令和元年9月)公表

(Ⅰ)「設計変更が不可能なケース」の基本事項

(Ⅱ)「設計変更が可能なケース」の基本事項

平成27年6月の改定で新たに加えられた「設計照査ガイドライン」では、「**設計図書**の**照査**」の**位置づけが明記**され、受注者の負担又は発注者の負担でそれぞれが行うべきことや、「**設計図書**の**照査**」の**範囲を超えるものの具体的な事例**も示されている。

平成28年5月の改定では、**工事の中止により工期延期となる場合の費用**(工期延期となることにより、追加で生じる社員等の給与や現場事務所費用等)や、**工期短縮を行った場合の費用**(工期短縮の要因が発注者に起因する場合等の工期短縮に要する費用等)など、**増加費用として積算する範囲が追加明示**されている。

#### ● 【工事成績評定の位置付け】

工事成績評定は、「主任技術評価官」、「総括技術評価官」等がそれぞれ定まった審査項目について実施するものであり、**工事の優劣を数値で示す工事成績評定は受注者の技術力や安全・環境への熱意を示すデータとして、以降の受注機会に大きな影響を及ぼす。**

受注者が不満や疑問を持った場合には、発注者に対して書面にて説明を求めることができることとなっている。

#### ● 【国土交通省の工事成績評定の内容】

**工事成績は、工事に評価点数をつけるものであり、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等の項目によって採点される。**

#### ● 【工事成績評定の活用】

工事成績評定は、企業や技術者の技術力評価の一要素として国土交通省の直轄工事では、平成17年度からは国土交通省各地方整備局の工事成績データを集積したデータベースが作られ活用されている。

**過去の工事の評定点が65点未満の場合には、その工事は実績として認められない。**



# 第3章

## 施工計画と施工管理

---

### ●【施工計画の位置付け】

**施工計画**とは、工事目的物を工期内に完成させるために**必要な手順や工法**について示した計画であり、**工事の品質や工期**など契約図書で要求されている事項を保持し、経済性、施工の安全、環境の保全を調和させ工事を遂行するためのものである。

工事の契約図書には、**工事請負契約書**と**設計図書**がある。

### ●【設計図書】

- ① **契約図面**: 契約書に添付されている図面(位置図、一般図、詳細図等)
- ② **工事数量総括表**: 工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類。
- ③ **共通仕様書**: 契約の適正な履行を図るための基本的な技術要件  
(具体的な内容として、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもの)
- ④ **特記仕様書**: 共通仕様書に規定していないことを規定する場合や記載していることを変更するための要件を示した仕様書  
共通仕様書より優先される仕様書で、当該工事のみを対象
- ⑤ **現場説明書**及び現場説明に対する**質問回答書**(電子情報によるものを含む。)

施工管理のうち、**工事目的物の品質に焦点を合わせたものが、一般的には現場の品質管理**と言われる“**施工段階の品質保証活動**”である。

- **【工事目的物の品質の確認と整理】**

工事目的物の品質は、設計図書で示される他に、**施工中の指示事項などで示されることもあるので整理しておく必要がある。**

また、工事目的物の品質は、工事目的物の要求水準を満たすように作成され、設計図書で示されるものであるが、**「土木工事共通仕様書」では、設計図書の照査を行い、照査の結果を文書で提出し確認を求めなければならないこととされている。**

### ●【施工体制に係る一般的な事項について】

- ① 元請建設業者は、基礎ぐい工事の施工前に施工体制を確認すること。
- ② 元請建設業者は、基礎ぐい工事の施工前に、設計図書等に記載された地盤条件、施工方法、工期等基礎ぐい工事の施工に関する事項について確認し、下請負人と共有すること。
- ③ 監理技術者等は、現場条件に即した施工計画を作成し、工事監理者に対し、作成した施工計画を提出し、その内容について説明すること。

### ●【くいの支持層への到達に係る一般的な事項について】

- ① 監理技術者等は、基礎ぐい工事におけるくいの支持層への到達に責務を有すること。
- ② 元請建設業者は、下請負人によるくいの支持層への到達に係る技術的判断に対し、その適否を確認すること。

### ●【施工記録に係る一般的な事項について】

- ① 元請建設業者は、下請負人から報告がなされた場合には、その施工記録がくいの支持層到達等を証明する記録としての適正性を確認すること。
- ② 元請建設業者は、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について、基礎ぐい工事の施工前に定め、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならないこと。

# 第4章

# 建設工事における安全衛生管理

---

## ●【労災認定事例】

### (1) 脳・心臓疾患による労災認定事例

－発症前、長期の時間外労働等により労災認定された事例－

### (2) 精神障害による労災認定事例

－「生死に関わる事故に遭遇をした」ことにより、「急性ストレス反応」を発病したとして  
労災認定された事例－

### ● 【労働災害と書類送検事例】

労働基準監督官は、安衛法第92条に基づき、刑事訴訟法の職務規定による司法警察員の職務として司法捜査を行う権限を有している。

「法令違反者」の扱いを受けるのは、事業者の他、現場代理人、作業指揮者、職長、その他会社から作業の責任を委譲されている人になる。

建設業では、第21条作業方法(103件)が最も多く、次に第20条設備等(67件)、第100条報告等(45件)と続き、この3つで全体の約76%

### ● 【事例1】

根入れ不足で山留壁倒壊事故(現場代理人以外も送検された重篤な事故事例)

### ● 【事例2】

通電中の高圧電気ケーブルを切断しスパークで作業員火傷

### ● 【事例3】

重機によるコンクリート解体工事で床部が崩落

### ● 【事例4】

マンション新築工事で開口部から転落死

### ● 【事例5】

元請、1次、2次下請が共謀「労災かくし」が発覚し送検

#### ●【「安衛法」第20条～第25条の2】

**安衛法第20条**:事業者は、次の危険を防止するため必要な措置

**安衛法第21条**

第1項:掘削、採石、荷役、伐木等の作業の危険を防止するために必要な措置

第2項:労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊する恐れのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置

**安衛法第22条**:健康障害を防止するため必要な措置

**安衛法第24条**:労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置

**安衛法第25条**:労働災害発生之急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置

**安衛法第25条の2**:建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するための措置

いずれも、罰 則:6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金



### ● 【元方事業者の講ずべき措置等】

#### 安衛法第29条:

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

### ● 【特定元方事業者の講ずべき措置】

#### 安衛法第30条

第1項: 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- ①協議組織の設置及び運営、②作業間の連絡及び調整、③作業場所の巡視、④関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助

第2項: 特定事業の仕事の発注者は、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせる場合は、そのうちの一人を前項に規定する措置を講ずべき者として指名しなければならない。

罰 則: 50万円以下の罰金

### ● 【注文者の講ずべき措置(安衛法第31条、第31条の2~4)】

#### 安衛法第31条

第1項: 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、**当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するための必要な措置**を講じなければならない。

第2項: 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

罰 則: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 安衛法第31条の4

注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この**法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示**をしてはならない。

### ●【危険有害業務等に係る資格(主なもの)】

#### 安衛法第61条

事業者は、**クレーンの運転その他の業務**で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

### ●【作業主任者の選任を必要とする業務と資格(主なもの)】

#### 安衛法第14条

事業者は、**高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業**で、政令で定めるものについては、**都道府県労働局長の免許を受けた者**又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う**技能講習を修了した者のうちから**、厚生労働省令で定めるところにより、**当該作業の区分に応じて作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮**その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- 【職長教育】

安衛法第60条

事業者は、**新たに職務に就くことになった職長**その他の作業中の労働者を直接指導、又は監督する者(作業主任者を除く)に対し、**安全、又は衛生のための「職長教育」**(安衛則第40条 **職長等の教育12時間以上**)を行わなければならない。

- 【安全衛生責任者教育】

- 【職長・安全衛生責任者教育】

- 【新規入場者教育】

- 【労基法関係の届出】
- 【労災保険関係の届出】
- 【届出において注意すべき事項】
  - 《各項目の記入注意事項》
  - ① 所定労働時間
    - ・会社が定めた1日の労働時間。1週間で40時間未満。
  - ② 1日に延長できる時間(時間外労働時間)
    - ・異常気象対策、竣工検査準備、昼夜勤などを考慮し、想定される1年間で最も長い時間外労働時間を記入する。
  - ③ 所定休日(会社が定めた休日)
  - ④ 労働させることができる休日

猶予期間の5年間で時間外労働時間を労働基準法第36条に定める720時間に達成するために日建連が目標値を設定しているので、参考にされたい(表4.2-3)。

### ● 【事業者の4重責任】

- (1) 刑事責任..... 司法処分
- (2) 行政法上の責任... 行政処分
- (3) 民事責任..... 民事訴訟
- (4) 社会的責任..... 社会的マイナス評価

### ● 【労働災害に伴う「災害コスト」】

#### ① 労災保険給付に要した費用相当額の徴収

- ・事業主の故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故の場合、政府が厚生労働省令に基づき、その**労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収**することができる。(労災保険法第31条第1項第3号)

#### ② 支払保険料の増加額

#### ③ 訴訟関係費

- ・民事損害賠償額(逸失利益、慰謝料等)、示談金等

#### ④ 現場の生産性に関する損失】

- ・工程遅延に伴う、機械損料や借地料・人件費増額分等

#### ⑤ 営業活動に関する損失】

- ・労働災害による企業イメージダウンや受注機会減少(指名停止等)等

労働災害発生時には被災者の所属会社に連絡をし、家族への連絡を取るとともに、所管労基署、警察署、発注者、店社への連絡を行う。

### ●【土日夜間等】

土日夜間等で労基署や発注者に連絡が取れない場合でもFAXやメール等で第一報を事故発生時にできるだけ早く入れておく。これを後回しにすると、「労災かくし」や「事故原因隠匿」の疑いが掛けられる場合がある。

### ●【発注者へ】

また、発注者についても同様に、事故発生時速やかに報告が無いと「工事成績評価における減点」等のペナルティが課される場合もある。

### ●【随時判明次第】

第一報を入れた後に確認された事実等は、判明次第、第二報、三報・・・として報告していく。

- これまで**努力義務**だった「**化学物質全般に対するリスクアセスメント**」を**義務化**

安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)の交付義務がある**640種類**の化学物質について、**SDSを作業員の見易いところに掲示**して作業させなければならない。

### ステップ1: 有害性の特定

SDSに記載されている2.危険有害性の要約、GHSラベルから作業員への危険性・有害性を特定。

### ステップ2: リスクの見積

SDSに記載されている10.安定性及び反応性、11.有害性情報から作業員への危険又は健康障害の程度を特定。

### ステップ3: リスク低減措置の内容検討

ステップ2で見積った有害性情報から、より安全な代替品の検討又は、SDSに記載されている8.ばく露防止及び保護措置から有効な換気方法、保護具の特定。

### ステップ4: リスク低減措置の実施、再評価

ステップ3で特定した低減措置を実施し、実施後に改めてリスク(濃度、ばく露時間など)を再評価する。

### ステップ5: リスクアセスメント結果の労働者への周知

アセスメントの結果(特定した危険性、見積ったリスク)、実施するリスク低減措置の内容、作業内容、名称などを周知。